公告第 125 号

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設に該当します。大和高田市の都市公園において、都市公園を管理する者以外の者が公園施設を設置しようとするときは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づき設置許可を受けなければならないとされており、当該許可の申請を行うことができる者を公募により決定しますので、公告します。

令和8年 10 月 16 日

大和高田市長　堀　内　大　造

1　公募に付する事項

（1）件名　　大和高田市都市公園における公園施設（自動販売機）の公募設置

（2）業務概要　　「公募実施要領」及び「（別記）共通仕様書及び設置物件一覧」のとおり

（3）許可（設置）期間　　令和9年1月1日から令和 13 年12月31日まで（5年間）

（4）最低使用料（月額）　　50,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

2　参加資格

公募に参加する者は、「公募実施要領」の2の公募参加資格要件を全て満たす法人であること。

3　公募参加申込み

（1）期間　　令和8年10月20日（火）から令和8年11月2日（月）まで

（2）方法　　持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）

4　質疑応答

（1）期間　　令和8年10月20日（火）から令和8年11月16日（月）午後5時まで

（2）方法　　電子メール

5　提案書の提出

（1）期間　　令和8年11月9日（月）から令和8年11月24日（火）まで

（2）方法　　郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）

6　審査

（1）日時　　令和8年11月26日（木）午前10時

（2）内容　　有効な提案を行った者の内、提案書に記載された金額が、大和高田市が定める最低使用料以上でかつ最高の金額をもって提案した者を、公園施設設置許可申請候補者とする。

7　その他

詳細については、「公募実施要領」及び「（別記）共通仕様書及び設置物件一覧」による。

8　担当課

〒635－8511　奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市　環境建設部　都市計画課

TEL：0745－22－1101

メールアドレス：tokei@city. yamatotakada. nara. jp